特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用、変更)届出書

令和○○年○○月○○日

富士市長 〇〇 〇〇 様

3

《水質汚濁防止法第5条第3項に基づく有害物質使用 特定施設(産廃回収処理または下水道放流事業場) 及び有害物質貯蔵指定施設設置届》

〒 417-8601

フリガナ フジシナガタチョウ チョウメ バンチ 住 所 富士市永田町○丁目○○番地 メッキカブシキガイシャ

届出者 ○○鍍金製紙株式会社

フリガナ

氏 名 代表取締役社長 ○○ ○○

氏名又は名称及び住所並びに法 人にあつてはその代表者の氏名

水質汚濁防止法第5条第1項,第2項又は第3項(第6条第1項又は第2項、第7条) 静岡県生活環境の保全等に関する条例第35条(第36条第1項又は第2項、第37条、第38条

の規定により、特定施設(有害物質貯蔵指定施設)について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称 ○○鍍金株式		会社	※整理番号	클		
工場又は事業場の所在地 富士市永田町(○丁目○○番地	※受理年月日	年 月	日	
	特定施設の種類		6 5	※施設番号	글	
県	有害物質使用特定施設の該当の 有無		有 □ 無 □	※審査結身	果	
上 注 活 第 環	△特定施設の構造		別紙1のとおり。	※備 **	考	
第5条第1項関係県生活環境保全条例第35	△特定施設の設備 (有害物質使用特定施設の場合に 限る。)		別紙1の2のとおり。			
項関第	△特定施設の使用の方法		別紙2のとおり。			
係 35 条 関係	△汚水等の処理の方法		別紙3のとおり。			
係	△排出水の汚染状態及び量		別紙4のとおり。			
	△排出水に係る用水及	び排水の系統	別紙5のとおり。			
県生活	有害物質使用特定施設の種類					
第5条第2項関係 第45環境保全条例第68条1項関係	△有害物質使用特定施設の構造		別紙6のとおり。			
	△有害物質使用特定施設の使用の 方法		別紙7のとおり。			
	△汚水等の処理の方法		別紙8のとおり。			
	△特定地下浸透水の浸透の方法		別紙9のとおり。			
	△特定地下浸透水に係る用水及び 排水の系統		別紙10のとおり。			

様式第1(裏面)

県生活環境保全条例第 36	有害物質使用特定施設又は 有害物質貯蔵指定施設の別	■ 有害物質使用特定施設 ■ 有害物質貯蔵指定施設	
	△有害物質使用特定施設又は 有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙11のとおり。	
75条第	△有害物質使用特定施設又は 有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙12のとおり。	
33項関係例第36条2項関係	△有害物質使用特定施設又は 有害物質貯蔵指定施設の使用の 方法	別紙13のとおり。	
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙14のとおり。	

- 備考 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には,水質汚濁防止法施行令別表第 1及び静岡県生活環境保全等に関する条例施行規則別表第6に掲げる号番号及び名称を記載する こと。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4と すること。

別紙11 有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の構造

工場又は事業場における施設番号	A — 1	C – 1					
有害物質使用特定施設又は有 害物質 貯蔵 指定 施設 の別	有害物質使用特定施設 65 酸又はアルカ川による表面処 理施設	有害物質貯蔵指定施設					
型 式	浸漬式 ○○製 ○○-○型	貯蔵タンク ○○社製 ○○○型					
構造	鉄製 内部を塩化ビニルライニング (構造図は資料1のとおり)	ステンレス製 (構造図は資料2のとおり)					
主 要 寸 法	槽寸法 酸浸槽1m×1m×1.5m×1槽	直径1500mm×高さ6000mm					
能力	自動車用部品 3,000個/日	貯蔵量約1,000L					
配置	別紙図面1のとおり	別紙図面1のとおり (屋外設置)					
床面及び周囲	床面には厚さ100mmのコンクリート 周囲には側溝を設け、流出を防止	床面には厚さ100mmのコンクリート 周囲には側溝を設け、流出を防止					
設 置 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日					
工事着手予定年月日	令和 2 年 9月 13日	令和 2 年 9月 13日					
工事完成予定年月日	令和 2 年 9月 30日	令和 2 年 9月 30日					
使用開始予定年月日 その他参考となるべき事項	令和 2 年 10 月 1 日 同一施設の数:1基 適用される基準:A基準	令和 2 年 10 月 1 日 同一施設の数:2基 適用される基準:A基準					

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載する

別紙11 有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の構造

- ・ 当該事業場にある全ての有害物質使用特定施設、及び有害物質貯蔵指定施設について (増設等の場合、既設分についても)記入してください。
 変更等がある場合は、変更前/後を対照させるように記載し、表の右上に「変更前」「変更後」と記載してください。(添付する図面についても対照させてください)
- ・「工場又は事業場における施設番号」には、当該工場又は事業場内の全施設のうち、当該 特定施設を特定するために当該工場又は事業場において用いている番号、名称等があれば それを記入してください。
- 「有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別」には、有害物質使用特定施設の場合、水濁法施行令及び県生活環境保全条例施行規則での番号と名称を記入してください。有害物質貯蔵指定施設の場合は、その旨を記入してください。
- 「形式」には、具体的な装置名、メーカー名及び型番号等を記入してください。
- 「構造」には、装置の材質、方式等を記入してください。
- 「能力」には、生産能力、処理能力、容量等を記入してください。
- 「配置」には、建屋内のどの位置に特定施設があるかを記入してください。別添図で図示しても結構です。
- ・「床面及び周囲」には、施設の床面及び周囲の構造を記入して下さい。また、床面及び周囲の構造が、構造基準(原則A基準)に適合しているか確認してください。
- ・「設置年月日」には、既設の特定施設の設置年月日を記入します。通常は、当該施設の設置 した時の工事着手日を記載します。
- ・「工事着手予定年月日」「工事完成予定年月日」「使用開始予定年月日」には、新設の特定 施設の場合、既設の特定施設を改造する場合等に記入します。
- ※ 受付日より60日間は工事着手を行うことはできません。 工事着手予定年月日と市の受付日との間に、中60日以上空くようにゆとりをもって届出を行ってください。
- ※ 実施制限期間短縮願について、当市では、原則、構造基準を適合させるための工事等の場合 に受理しており、新たに有害物質使用特定施設や有害物質貯蔵指定施設を設置する場合には 受理していません。
 - ・「その他参考となるべき事項」には、同一施設の数及び適用している構造基準(A基準など)を 記入してください。
 - なお、有害物質を含む水が流れない場合は、構造等に関する基準が適用されないので、その 旨を記入してください。

別紙12 有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の設備

工場又は事業場における施設番号	A – 1	C – 1					
有害物質使用特定施設又は 有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 65 酸又はアルカリによる表面処理 施設	有害物質貯蔵指定施設					
設備	地上配管、排水溝、ためます	地上配管、バルブ、フランジ					
構造	地上配管 ステンレス製 排水溝、ためます コンクリート製 厚さ50mm	ステンレス製					
主 要 寸 法	地上配管 直径100mm×30m 排水溝 幅300mm×深さ200mm×10m ためます 500mm×500mm×400mm	地上配管 直径200mm×50m バルブ 2箇所 フランジ 3箇所					
配置	別紙図面1のとおり	別紙図面1のとおり					
設 置 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日					
工事着手予定年月日	令和 2 年 9月 13日	令和 2 年 9月 13日					
工事完成予定年月日	令和 2 年 9月 30日	令和 2 年 9月 30日					
使用開始予定年月日	令和 2 年 10 月 1日	令和 2 年 10 月 1日					
その他参考となるべき事項	同一施設の数:1基 適用される基準:A基準	同一施設の数:2基 適用される基準:A基準					

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

別紙12 有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の設備

- ・変更等がある場合は、変更前/後を対照させるように記載し、表の右上に「変更前」「変更後」 と記載してください。(添付する図面についても対照させてください)
- 「工場又は事業場における施設番号」「特定施設の番号及び名称」については、別紙11と同じ ものを記入してください。
- ・「設備」には、特定施設に付帯する設備の名称を記入してください。 〈例〉地上配管、地下配管(トレンチ)、地下配管(埋設)、排水溝
- ・「構造」には、設備の材質や厚さ等を記入して下さい。地下配管(トレンチ)の場合はトレンチの構造についても記入して下さい。検知設備を有する場合にはその旨も記入してください。また、設備の構造が、構造基準(原則A基準)に適合しているか確認してください。
- 「主要寸法」には、設備のうち、主なものについて寸法を記入してください。
- 「配置」には、建物の名称・位置等を記入するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を明記してください。別添図面で図示しても構いません。
- ・「その他参考となるべき事項」の欄には、適用している構造基準(A基準など)などを記入してください。 なお、有害物質を含む水が流れない場合は、構造等に関する基準が適用されないので、その旨を記入してください。

その他必要な添付資料

- ・ 構造基準が適用される範囲(特定施設の床面及び周囲、配管、排水溝)を示した図面等
- 有害物質使用特定施設の管理要領
- 有害物質使用特定施設の点検要領及び点検表の書式

別紙13 有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	A – 1	C-1
有害物質使用特定施設又は有 害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 65 酸又はアルカリによる表面処 理施設	有害物質貯蔵指定施設
設 置 場 所	別紙図面1のとおり	別紙図面1のとおり (屋外設置)
操業の系統	別紙資料のとおり	廃液の貯蔵
使 用 時 間 間 隔	週に2~3日程度使用し 使用時間帯は不規則	1週間(こ1回
1日当たりの使用時間	4時間	1時間に1回
使用の季節的変動	なし	なし
原材料(消耗資材を含む。)の 種類、使用方法及び1日当た りの使用量(有害物質使用特 定施設の場合に限る。)	硝酸 ○○L/日 シアン化ナドリウム ○○kg/日	_
貯蔵する有害物質の種類(有 害物質貯蔵指定施設の場合に 限る。)	-	3N, CNを含む廃液 (含有率約○○%) 貯蔵量約1,000L
その他参考となるべき事項		廃液は月1回産廃として処理を 委託

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

別紙13 有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の使用の方法

- ・変更等がある場合は、変更前/後を対照させるように記載し、表の右上に「変更前」「変更後」 と記載してください。(添付する図面についても対照させてください)
- 「工場又は事業場における施設番号」「特定施設番号及び名称」については別紙11と同じものを記入してください。
- 「操業の系統」には、特定施設を含む操業の系統について記入してください。
- ・「使用の季節変動」には、使用時間等に季節変動がある場合、変動の状況を記入してください。 変動がない場合は、なしと記入してください。
- ・「原材料(消耗資材を含む)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る)」には、有害物質使用特定施設を含む作業工程において使用する原材料(消耗資材を含む)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量について記入してください。特に、有害物質、重金属等を含む原材料等は正確に記入してください。
- ・「貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る)」には、貯蔵する廃液等に 含まれる有害物質の種類、含有率、貯蔵量について正確に記入してください。
- ・「その他参考となるべき事項」には、汚水等が循環使用される場合や廃棄物として産廃業者 回収処理される場合はその旨を記入してください。

用水及び排水の系統 (搬入及び搬出の系統)

施設において製造され、 使用され、若しくは処理 され、若しくは経る 有害物の系統と関系統の で排水の変更ではいででは、 をはいる。 をはいるのででは、 をはいるのででである。 をはいるのででである。 をはいるのででである。 をはいるのででである。 をはいる。 をはいるのででである。 をはいる。 をはいる。 をはいるのでである。 をはいる。 といるのでである。 といるのでである。 といるのでである。 といるのでである。 といるのでである。 といるのでである。 といるのでである。 といるのでである。 といるのでである。 といるのでである。 といるのでである。 といるのでである。 といるのでである。 といるのでは、 はいるのでである。 といるのでである。 といるのでは、 はいるのでである。 といるのでは、 はいるのでである。 といるのでは、 はいるのでである。 といるのでは、 はいるのでである。 といるのでは、 はいなのでは、 はいなのでは、 はいなのでは、 はいなのでは、 はいなのでは、 はいなのでは、 はいなのでは、 はいなのでは、 はいなのでは、 はいなのでは、 はいなのでは、 はいなのでは、 はいなのでは、 はいなのでは、 はいなのでは、 はいなのでは、	→ めっき排水処理施設 → 排水口 〈廃液タンク〉 搬入:シアンを含む廃液 搬出:産業廃棄物処理	有害物質使用特定施設】 ↓ 療液タンク【有害物質 廃液タンク【有害物質 を1日1回、地上配管を経 豊業者が用意したタンクに、 排水系統がわかる図面を済	てタンクへ搬入 ホースにて搬出				
	用 途 製造工程水	使 用 水水水道水	用水使用量(m³/日) 110				
用途別水使用量							

参考事項

※ 第	类 種 分類項目名	留句	めっき業	※ 糸	田 欠	介類	頁 番	筝 号		0	0	0	0
						担 当 部 課 係 名 工務部動力課環境管理 フ リ ガ ナ フジ タロウ							里係
主	要製	品 自動車	用部品など	担当者職氏名					富士 太郎				
			\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.	フリガナ					フジ ジロウ				
			(公害防止管理者 富士 次郎									
工址	易又は事業場 業 員	**の	8 人 🗄	工場又は事業場の 05/15-00-000									
資				電 話 番 号 0545-〇〇-〇〇〇									
水質	質汚濁防止法 る 初 回 届	に合和を		本社電話番号 0545-〇〇-〇〇〇								С	
環境	話マネジメント	·シ m + (著	<u> </u>										<u> </u>
	テム導入の有 日社構築を含む		自社構築				年		月	F	登録	構築	
今	NI /F The	11-11-111-1-7	キテかっていたこれ 4	4 2	1. 122	()	· rb	心 砼	・ルロル	ᆠᆣᇪ	- >n. \		
回			表面処理施設 1 ŋ質貯蔵指定施設		て 直	(有	吉	初貨	伊用年	守足加	也設)		
の	に伴う設置届												
届	伸田右宝物	哲・アンエーア -	アンモニウム化合物	⁄л i	田码	4 西谷	ر الا	△ 坳	乃 八 配	4 西公 化	△‰(?	NI)	
出		シアン化合物		<i>7</i> / \ 3	正小	日文	ال	D 70	X 0 1/4F	10016	D 10/(U	IN)	
の概	ンコンはは口	人目立立一口口	THE ZOLLOUP	1.) 1.	Д Е	3)\	nk :	ナル	ב אצר.	1. V+1 .			
要	ン <i>ドン </i> 発液に 	全重産廃回収外	心理、その他の排力	トロ	至国	三公	一	下水	理个(义派し	より 。		
規	特定施設 番 号	要件	規模	牛	· 持定 ·	施設			要作	Ė.	:	規模	
模	1の2 (イ)	豚房の総面積	m²	6	6	0	6		の用に				m²
要	1の2(ロ)	牛房の総面積	m ²	6	6	の	7	可 ス	同上	田 惧			m ²
件	1の2(ハ)	馬房の総面積	m ²	6	8	の	2	病	床	数			床
0	6 4 0 2	浄 水 能 力	m³/日	6	9	の	3	水產	を物に 場 正				m²
ある	6 6 0 3	業務の用に供する部分の総床面積	m²	7	0	の	2		为作業 床				m²
t	6 6 0 4	同上	m ²	7	1	の	3	焼火	却 前 格 子			k	g/時 m²
の	6 6 Ø 5	同上	m²	7	2				人	槽			人槽
	市町村役場	所 属 水 域							水道:分の		有	• #	#

[※] 業種欄は、日本標準産業分類(平成5年10月改訂版)による細分類番号、分類項目名を記入すること。